

監査事務所検査における最近の指摘事例 について

～「監査事務所検査結果事例集（令和5事務年度版）」
のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課課長補佐

平野 智和

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以降、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所（監査法人又は公認会計士）に対する検査を実施してきた。

審査会検査における指摘事例や評価できる取組については、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場関係者に対する参考情報を提供することを目的に、「監査事務所検査結果事例集」として年次で取りまとめ、公表している。

本年7月14日に公表した、令和5事務年度版の監査事務所検査結果事例集（以下「本事例集」という。）では、最新の指摘事例に入れ替えるとともに、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例を充実させている。

なお、審査会のモニタリング活動を通じて入手した情報は、「令和5年版モニタリングレポート」として取りまとめ、本事例集と併せて審査会ウェブサイトに掲載しているため、参照されたい。

本事例集の概要

本事例集は、「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」、「Ⅱ. 品質管理態勢編」、「Ⅲ. 個別監査業務編」及び「Ⅳ. その他」の4項目から構成されている。監査事務所はその規模（人員、業務数等）によって運営状況が大きく異なることから、ⅠからⅢの各項目は監査事務所の規模別に記載している。

「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」では、根本原因究明の重要性に鑑み、審査会の実施した根本原因の究明及び根本原因の事例を充実させている。

「Ⅱ. 品質管理態勢編」では、品質管理態勢の問題点に係る事例を充実させたほか、「品質管理業務の実施」において、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を一覧表にまとめて掲載している。

「Ⅲ. 個別監査業務編」では、上場会社や海外グループ会社での不正会計の問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「1. 財務諸表監査における不正」、「4. 会計上の見積りの監査」及び「5. グループ監査」等において、指摘事例や留意点などの記載を充実させている。

本稿では、紙幅の関係から各項目のポイントを紹介するが、文中のコメント部分におい

ては、筆者の私見が含まれていることを申し添える。

(注)「大手監査法人」は、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上のいわゆる4大監査法人を指す。「準大手監査法人」は、4大監査法人に準ずる規模の5法人を指す。「中小規模監査事務所」は、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所を指す。

I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）

1. 根本原因の究明

検査等で発見された不備は、検証した範囲において発見されたものであり、発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が検証されていない部分に存在する可能性が高い。また、不備発生の直接的な原因のみを考慮して個々の改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり、再度同様の不備が発生することとなる。もちろん、喫緊に改善を要する場合もあるが、対症療法的な改善策に終始している場合には、改善策が累積し、監査現場に負担をかけ、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。したがって、各監査事務所においては、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な品質管理の向上に努める必要がある。

根本原因の究明においては、まず、個々の不備に係る直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、不備発生の直接的な原因を、監査実施者個人の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームの状況や被監査会社の業況等も

十分に理解した上で把握する必要がある。なお、直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、識別した固有の原因が複数の不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながるが多い。

2. 根本原因の究明に係る事例

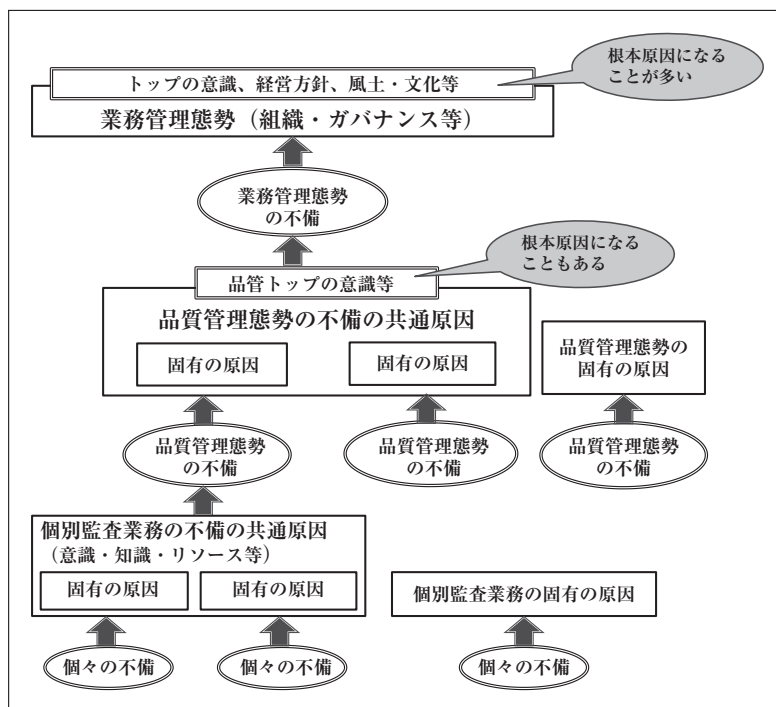
これまでの検査において、不備の根本原因として挙げられる問題点は、トップの意識や経営方針、ガバナンス態勢、組織風土といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、各監査事務所においては、業務管理態勢の実効性には特に留意する必要がある。なお、品質管理担当責任者の意識など、品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある（図表1参照）。

根本原因の究明の事例には次のようなものがある。

<大手監査法人における事例>

当監査法人においては、検証対象とした

<図表1>不備と根本原因の究明（参考イメージ）



個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

これらの不備の直接的な原因は、業務執行社員及び監査補助者が、会計上の見積りに関する会計処理の適時性について、経営者の主張に対する批判的な検討を十分に実施していないことや重要な虚偽表示リスクが相対的に低いと判断した領域について、リスクの水準に適合した監査手続が実施されているか検討する必要性を十分に認識していなかったことにあった。また、監査の品質改善施策を主導する品質管理本部は、リスクが生じている監査チームに対する組織的なサポートの実施に当たり、改善施策の実施者である各監査事業部の品質管理担当社員に実施すべき手続の範囲や水準を明示していないほか、監査現場において改善効果を発揮しているかを十分に確認していないなど、品質管理本部及び改善施策の実施者間での十分な連携が実施されないままとなっていたという品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、経営執行部は、品質管理本部と改善施策の実施者とが、改善施策の本来の趣旨・目的に沿った運用及び監査現場での改善効果の発揮に向けて、緊密に連携しているかを確認する必要性を十分に認識していなかったという品質管理態勢に根本原因が認められた。

<中小規模監査事務所における事例>

当監査事務所においては、品質管理態勢に不備が認められたほか、検証対象とした個別監査業務においても重要な不備を含む多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が不正リスクの評価・対応、会計上の見積りの監査等について、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解不足

や、業務執行社員が監査補助者を過度に信頼していることから、監査補助者が適切に業務を実施していると思込み、監査調書の深度ある査閲を実施しなかったといった個別監査業務の不備の共通原因によるものであった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビューや日常的監視活動での指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を実施しておらず、改善措置の実施に対する意識が不足していることや、現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が監査補助者に不足していることを認識していないことといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことをもって、監査品質に問題はないとの思い込みから監査品質の維持・向上に向けた意識が希薄していたこと、品質管理態勢を形式的に構築しさえすれば監査品質の改善は自ずと図られると思込んでいたことから、監査品質の改善に向けてのリーダーシップを発揮していないという業務管理態勢の根本原因が認められた。

Ⅱ. 品質管理態勢編

1. 監査事務所の品質管理態勢

審査会検査では、品質管理態勢の維持・向上のため、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が、監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかについて検証している。

監査事務所の品質管理のシステムは、大手監査法人から中小規模監査事務所まで、様々な形での対応がみられるため、検出された不

備も各監査事務所の規模や特性を反映したものが多く認められている。

品質管理態勢には、個別監査業務の過程に関するものと、個別監査業務の過程以外に関するものがある。個別監査業務の過程に関するものとしては、契約リスクの評価、業務執行社員による監督や監査調書の査閲、専門的な見解の問合せ、審査などがある。個別監査業務の過程以外に関するものとしては、職業倫理及び独立性、人材の採用、教育・訓練などがある（図表2参照）。

品質管理態勢の不備及び評価できる取組事例には次のようなものがある。

<大手監査法人における事例>

- ▶ 当監査法人は、一部の被監査会社に対し、当該被監査会社の監査に従事する職員のうち、公認会計士として登録されていない者を公認会計士とする虚偽の記載がされた監査契約書、監査計画説明書及び監査結果説明書を提出している。
- また、当監査法人は、一部の被監査会社に対し、有価証券報告書の「監査業務に係る補助者の構成」欄に記載すべき公認会計士の人数について、誤った情報を伝達している。その結果、当該被監査会社は、有価証券報告書において公認会計士の人数を過大に開示している。

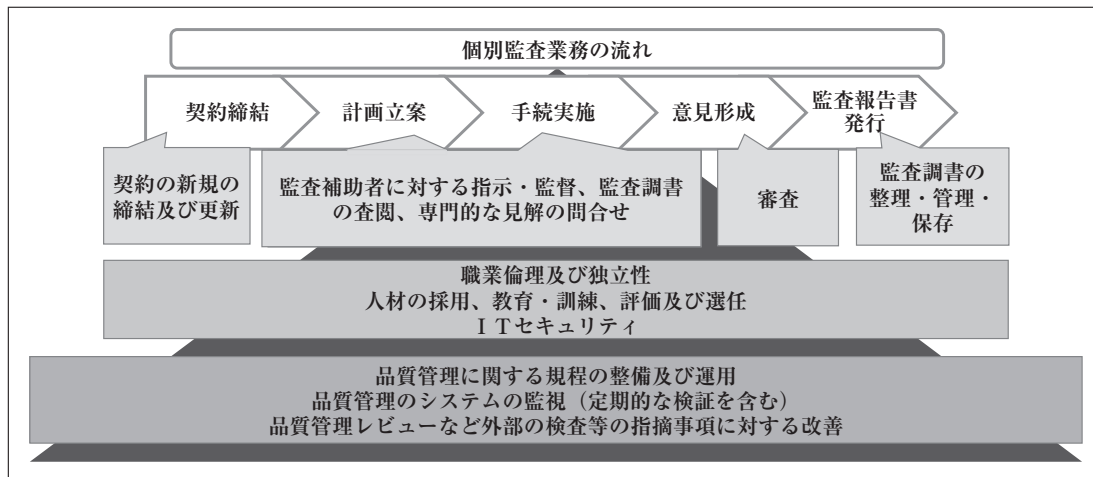
<準大手監査法人及び中小規模監査事務所における事例>

- ▶ 監査チームは、被監査会社が有価証券報告書をEDINETに提出する時点において、専門的な見解の問合せに係る担当部署からの回答及び監査業務の審査が完了しておらず、監査法人として監査意見を正式に表明できる状況にないことを被監査会社に伝達していない。このため、監査チームは、審査等が未了であり、監査意見表明前であるにもかかわらず、被監査会社において、監査意見が既に表明されているかのような外観を呈した有価証券報告書をEDINETに提出する事態を引き起こしている。

<評価できる取組>

- ▶ 監査実施者に占める非常勤職員の割合が高いことを課題として認識し、その改善策として、常勤職員の採用強化、非常勤職員の常勤化を進めているほか、従事日数が少ない非常勤職員との契約更新は慎重に検討している。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の変化に伴う監査上の論点に対する監査チームの適切な検討をサポートするため、品質管理部門が、日本公認会計士協会から公表される監査上の留意事項等の内容を踏まえて監査上の論点を取りまとめた標準調

<図表2>品質管理態勢と個別監査業務の関係（参考イメージ）



書様式を作成し、当該様式による監査調書作成を必須としている。

全ての監査事務所において、品質管理のシステムの本来の目的である監査業務の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理のシステムが個別監査業務に対して有効に機能するよう、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。各監査事務所の最高経営責任者や品質管理担当責任者は、自らの監査事務所の規模や特性に応じ適切な品質管理のシステムの態勢を構築し、また、必要に応じて見直すなど、適切に維持していく必要がある。

2. 監査役等との連携

会計監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）との連携の必要性・重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされている。会計監査人は監査役等に対し、監査計画の策定から監査手続の実施、監査意見形成の各段階における情報共有を通じて監査の実効性の向上を図るほか、審査会検査や日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果を踏まえた監査の品質管理上の問題点についても意見交換するなどして、両者間の連携を積極的に推進する必要がある。

なお、令和3年3月期決算から、監査報告書に記載が求められることとなった「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、監査人と監査役等との深度あるコミュニケーションの重要性は一層増している。

監査人と監査役等がコミュニケーションを行う事項等については、監査基準報告書260

「監査役等とのコミュニケーション」や同報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に定められているので、これらの基準を理解することにも留意する必要がある。

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に浸透してきており、連携の深度に差こそあるものの、定期的なコミュニケーションが図られている状況が認められる。一方で、次の事例のとおり、十分なコミュニケーションを行っていない監査事務所もみられる。

▶ 監査チームは、グループ監査上、重要な構成単位が行う事業に係る収益認識に不正リスクを識別し、特別な検討を必要とするリスクとして対応する監査手続を実施しているにもかかわらず、被監査会社の監査役等に対して、重要な構成単位に係る特別な検討を必要とするリスクとしている旨を報告しておらず、監査役等との適切なコミュニケーションを実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

Ⅲ. 個別監査業務編

審査会検査における個別監査業務での不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、広範な領域にわたってみられる。ここでは、監査役等の関心が高いと思われる、「財務諸表監査における不正」、「関連当事者」及び「財務報告に係る内部統制の監査」についての事例のほか、「監査上の主要な検討事項（KAM）」についての事例を取り上げる。

なお、本事例集では、これまで数多く指摘されている項目の事例をより強調して注意を促す観点から、個別監査業務において検出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を整理している（図表3参照）。

【図表3】 監査業務の実施において多数指摘されている項目に係る根拠規定及び関連する留意点

項目	指摘の根拠となる ことが多い規定	関連する留意点
1. 財務諸表監査における不正	監査基準報告書240 第25・29・31項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特にリスクが高いと判断した部分に安易に不正リスクを限定していないか。 ➤ 想定した不正リスクに適合する監査手続を立案・実施しているか。 ➤ 重要な取引の事業上の合理性を検討する際、関連する一連の取引の全体像を評価し検討しているか。
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応	監査基準報告書330 第5・17項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。 ➤ 評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、注記事項について、実証手続を立案し実施しているか。
3. 監査証拠	監査基準報告書500 第7・8・9項、 同520第4項、 同530第6・7項、 同550第12・13項、 同570第15項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該専門家の業務の適切性を検討しているか。 ➤ 被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 分析の実証手続の実施に際し、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異の金額を超える差異の内容を検討しているか。 ➤ 監査サンプリングの実施に際し、サンプルの抽出方法やサンプル数の妥当性を検討しているか。 ➤ 特定項目抽出による試査を実施した場合に、母集団の残余部分に関し、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか。 ➤ 関連当事者との関係及び関連当事者との取引を網羅的に識別しているか。
4. 会計上の見積りの監査	監査基準報告書540 第8・12・14項、 同500第8項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 前年度の会計上の見積りの検討を実施しているか。 ➤ 棚卸資産の評価ルールや固定資産の減損に係るグルーピングなど、被監査会社が設定したルールの妥当性を検討しているか。 ➤ 会計上の見積りに際し、被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ➤ 事業計画の達成可能性など、被監査会社の主張について、具体的な裏付けに基づいた検討を行っているか。
5. グループ監査	監査基準報告書600 第8・30・31・41項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別の財務的重要性を判定する際に使用する財務指標について、グループの性質及び状況に応じて、複数の指標を考慮しているか。 ➤ 構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか。 ➤ 連結仕訳について、適切性、網羅性及び正確性を評価しているか。 ➤ 構成単位の監査人が実施した作業の妥当性を評価しているか。
6. 専門家の業務の利用	監査基準報告書620 第8項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門家の適性、能力及び客観性を評価しているか。
7. 財務報告に係る内部統制の監査	監査基準報告書265 第6項、 財務報告内部統制監査基準 報告書第1号 第44・100・112項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被監査会社の置かれた環境や事業の特性等を踏まえて、経営者による内部統制の評価範囲の妥当性を検討しているか。 ➤ 財務諸表監査におけるリスク評価と、経営者による内部統制の評価範囲の整合性を検討しているか。 ➤ 財務諸表監査の過程で虚偽表示を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。
8. 監査上の主要な検討事項（KAM）	監査基準報告書701 第12項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ KAMの内容及びKAMに決定した理由に係る記載の適切性を検討しているか。 ➤ KAMに対する監査上の対応として実施した監査手続の内容を適切に記載しているか。

1. 財務諸表監査における不正

財務諸表監査における不正リスクへの対応に係る不備としては、次の事例のように、収益認識における不正リスクへの対応手続が十分ではない事例や、内部統制の無効化に関係したリスクに対する監査手続が形式的な内容にとどまっている事例などがみられる。

- ▶ 被監査会社は、医療機関に対する出資・貸付けや債務保証等の資金支援業務に加え、支援先に対する経営・管理・運営の指導業務等の役務提供を行っている。

監査チームは、被監査会社が資金支援業務を背景に支援先に影響力を行使し、不当に過大な報酬を受領する可能性を収益認識に係る不正リスクとして識別している。また、監査チームは、業務委託契約の報酬金額の合理性を検証する観点から、経営者が適正とする報酬金額を合理的な報酬金額と設定の上、当該金額と実際の報酬金額とを比較する手続を実施している。

しかしながら、監査チームは、不当に過大な報酬を受領する可能性を不正リスクとして識別していながら、経営者とのディスカッションを踏まえた理解のみに基づき、経営者が適正とする報酬金額を合理的な報酬金額として設定しており、報酬金額の合理性の検証において、不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強い監査証拠を入手していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

- ▶ 監査チームは、経営者による内部統制の無効化リスクへの対応手続としての仕訳テストを実施した際、業務システム上のデータを基にバッチ処理により自動的に生成される自動仕訳については、不正な仕訳が生成される余地が少ないとして、仕訳テストの対象から除外している。

しかしながら、監査チームは、当該仕訳テストの対象から自動仕訳を除外する際、業

務システムへの不正データの入力、業務システムの特権IDを利用したデータの直接修正等により、不正な自動仕訳が生成される可能性について、十分に検討していない。

【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である。

2. 関連当事者

関連当事者に係る不備としては、関連当事者との関係及び取引を網羅的に検討していない事例などがみられる。

- ▶ 被監査会社は、収益基盤強化を目的に、新規事業の事業譲受を行っている。本件に係る事業譲受契約上、商品の販売先が1社に限定され、商品保管場所も当該販売先の指定した外部倉庫となっている。

監査チームは、新規事業への参入を目的とした本取引が、企業の通常の取引過程から外れた重要な取引であると判断し、経営者へのヒアリングにより、本件事業に係る商流の概要及び本件事業に係るビジネスモデルの経済合理性を理解したとしている。

しかしながら、監査チームは、本件事業に係る商品の販売先が、被監査会社の関連当事者に該当することを認識しておらず、本件事業の特殊性を正確に把握していない。また、本件事業譲受の合理性に関し、不正な財務報告を行うために実行された取引や、資産の流用を隠蔽するために行われた

取引である可能性を示唆するものかについて、批判的な検討及び評価を実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

関連当事者との取引は、第三者との取引よりも財務諸表の重要な虚偽表示リスクが高くなる場合がある。したがって、監査チームは、監査手続を実施する前提として、被監査会社の関連当事者及び関連当事者との関係を網羅的に理解するとともに、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引については、単に開示が行われているだけでなく、事業上の合理性又はその欠如が不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものかどうか、取引条件が経営者の説明と整合しているか等について慎重に検討する必要がある。

3. 財務報告に係る内部統制の監査

内部統制の監査に関する不備としては、内部統制の評価範囲の検討が不十分な事例や、内部統制の運用状況を適切に評価していない事例などがみられる。

▶ 被監査会社は、財務報告に係る内部統制の評価において、海外子会社を重要な事業拠点に選定し、同社の販売、購買及び棚卸資産管理の各業務プロセスに係る内部統制を評価対象として識別している。

しかしながら、監査チームは、販売プロセス以外の購買及び棚卸資産管理の業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価を実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

▶ 監査チームは、被監査会社の内部監査人の作業を内部統制の運用評価手続において利用することを前提に、当該内部監査人が実施した全ての運用評価手続の再実施を行っている。

しかしながら、監査チームは、内部監査人が複数発見した内部統制からの逸脱につい

て、当該逸脱が生じた原因及びその潜在的な影響を理解するための手続を実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、効果的かつ効率的な監査の観点から、監査上の重要性を勘案しつつ、経営者による内部統制の整備及び運用状況並びに評価結果を十分理解し、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている。

その一方で、金融商品取引法上の内部統制報告制度は、経営者が財務報告に係る内部統制を評価した結果に基づき報告書を作成し、当該報告書に対し監査を受けることをもってディスクロージャーの信頼性を確保することが目的であることから、監査人には、被監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して指導的機能を発揮することが求められている。

このような要請に応えるべく、監査人は、内部統制の評価範囲の妥当性、内部統制の評価の検討方法及び発見した不備の程度の評価等に対して画一的・形式的に手続を実施するのではなく、必要とされる監査手続の時期・範囲・適切性等について改めて検討する必要があることに留意しなければならない。

4. 監査上の主要な検討事項（KAM）

KAMに関する不備としては、KAMに関連する財務諸表における注記事項への参照が不適切である事例や、KAMに記載した監査上の対応のうち、一部の実証手続や内部統制の整備・運用状況の評価手続を実施していない事例のほか、被監査会社の複数の子会社において、固定資産の減損など同様の事項をKAMの対象とした際に、全ての構成単位の監査人がKAMに記載した監査上の対応を実施しているかを確認していない事例などがみられる。

▶ 監査チームは、被監査会社の連結財務諸表

に係る監査報告書に、固定資産の減損をKAMとしたことのほか、取締役会等の会社資料の閲覧によるグルーピングの方法の検討、減損の兆候を把握するための不動産鑑定評価書等の根拠資料の閲覧及び減損の兆候が生じている事業について事業計画の閲覧等の監査手続を実施した旨を記載している。

しかしながら、監査チームは、実際には、不動産鑑定評価書等の根拠資料の閲覧を実施していないにもかかわらず、当該閲覧を実施した旨を記載している。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

KAMの報告の目的は、実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報手段としての価値を向上させることにある。また、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供され、監査の透明性を高めることができる。そのため、監査人には、KAMの報告の目的を十分に理解した上で、KAMのボイラープレート化・形骸化に繋がらないよう適切な対応が求められる。

監査チームは、KAMを決定する際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的

なコミュニケーションを行うことが求められる。また、監査報告書に記載される「KAMの内容及び決定理由」には、KAMの対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とすることに留意が必要である。

おわりに

被監査会社におかれては、資本市場に対して適正な財務情報を提供する責任があることを認識していただくとともに、監査報告書にKAMの記載が求められていることも踏まえ、適切かつ実効的な会計監査が行われるよう、会計監査人とのコミュニケーションをこれまで以上に積極的に行っていただければと考えている。

なお、審査会が実施した検査の結果については、監査事務所に対して書面を交付して通知している。また、監査事務所はその内容等を被監査会社の監査役等に伝達することが求められていることから、こうした審査会の検査結果も有効に活用していただき、監査事務所とコミュニケーションを深めていただければ幸いである（本事例集の「IV. その他 検査結果の通知」を参照）。